



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸  
(コード番号 2766 東証マザーズ)  
問合せ先 代表取締役副社長 大内 勝樹  
(TEL . 03 - 3519 - 7250)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月26日開催予定の第7回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことにともない、電子公告制度を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を明確にするため、現行定款第4条につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことにともない、同法に基づき全般にわたり条文の文言や表現の変更、修正、加除を行うものであります。加えて、同法ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき、効率的かつ機動的な経営を行うことを目的とした条文の新設を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

株券を発行する旨の規定(変更案第7条)

株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とするための規定(変更案第13条)

当会社に設置する機関を定めるための規定(変更案第17条、第28条、第38条)

取締役会の書面決議を可能とするための規定(変更案第24条第2項)

- (3) その他、条文新設等にもなう条数の変更のほか、表現の整備を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成18年6月26日

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は日本風力開発株式会社と称し、英文では Japan Wind Development Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。</p> <p>1) 風力発電機器の輸入、販売、リース</p> <p>2) 風力発電施設の開発</p> <p>3) 風力発電機器の維持、管理及び風力発電施設の運営、維持、管理</p> <p>4) 風力発電による電力販売</p> <p>5) 風力発電に関するコンサルタント業務</p> <p>6) 風力発電に対する投資</p> <p>7) 風力発電についての研修会、セミナーの企画、運営</p> <p>8) 風力発電についての出版業務</p> <p>9) 損害保険代理業</p> <p>10) 金銭の貸与、債務の保証</p> <p>11) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 234,000 株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(端株主の権利)</p> <p>第 7 条 <u>端株主は、商法220条ノ3第1項第3号に基づく株式の転換を請求する権利を有しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は 234,000 株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、株券喪失登録、端株の買取、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、端株の買取、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合の他は、出席の株主の議決権の過半数を持ってこれを決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印もしくは電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>— 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印もしくは電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)  第24条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬)  第25条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会  (新設)</p> <p>(員 数)  第26条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法)  第27条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(任 期)  第28条 <u>監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  第29条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)  第25条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)  第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会  (監査役および監査役会の設置)  第28条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数)  第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)  第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)  第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  第32条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)  第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規程)  第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録)  第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくは電子署名を行う。</p> <p>(報酬)  第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(監査役会の招集通知)  第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)  第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)  第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)  第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置)  第38条 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法)  第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期)  第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>— 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)  第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第36条 利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金および中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によっ<u>て、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第45条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>

以 上